

審 査 基 準

令和元年12月26日作成

法 令 名：質屋営業法
根 拠 条 項：第4条第1項
処 分 の 概 要：管理者の新設又は変更の許可
原権者（委任先）：長野県公安委員会
法 令 の 定 め： 質屋営業法第3条第1項第1号から第7号まで、第9号（許可の基準） 質屋営業法施行規則第1条（申請及び届出の一般的手続） 第3条の2第2項（心身の故障により業務を適正に行うことができない者） 第5条（管理者の新設又は変更の許可申請）
審 査 基 準： 新たに管理者としようとする者が、質屋営業法第3条第1項第1号から第6号までの欠格事由に該当しない、現実に当該営業所を管理すると見込まれるなど質屋営業法を遵守し適正な営業を期待できるときに許可する。
標 準 処 理 期 間：25日
申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課、生活安全第二課 又は生活安全・刑事課
問 い 合 わ せ 先：長野県警察本部生活安全全部生活安全企画課許可事務担当室 （電話：026-233-0110）
備 考：